

大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者選定に関する
公募型プロポーザル実施要領

令和6年8月

大田市

目 次

1	目 的	1
2	事業概要	1
3	スケジュール	2
4	選考方法	2
5	参加形態	3
6	参加資格要件	3
7	参加申し込み方法	3
8	質疑応答	4
9	技術提案書作成要領	5
10	契約に関する事項	6
11	プロポーザルの辞退	6
12	プレゼンテーション及びヒアリング	7
13	審査方法	7
14	既存施設の現地調査	8
15	その他事項	8

付属資料

●様式集

- 【様式0－1】参加意向申出書
- 【様式0－2】会社概要
- 【様式0－3】施工実績
- 【様式0－4】質問書
- 【様式1】排ガス等の目標値
- 【様式2－1～3】維持管理費概算見積書
- 【様式3】項目別工事費見積書
- 【様式4】本業務に対する取組体制
- 【様式5－1】火葬炉設備更新工事に関する基本的な考え方
- 【様式5－2】火葬炉設備のシステム構成及び特徴
- 【様式5－3】運営の効率化に関する提案
- 【様式5－4】アフターサービスの考え方と体制
- 【様式5－5】環境に関する取り組み方法
- 【様式5－6】効率的な施工方法の提案及び品質管理に関する取り組み方法
- 【様式5－7】火葬炉設備に関する自由提案

●大田葬斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル評価基準

●大田葬斎場火葬炉設備更新工事要求水準書

大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者選定に関する 公募型プロポーザル実施要領

このプロポーザル実施要領は、大田市が実施する大田葬斎場火葬炉設備更新工事を受託する民間事業者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、要求水準書、評価基準、様式集と一体をなすものである。

1 目 的

大田市には、大田葬斎場と温泉津葬斎場、仁摩葬斎場の3葬斎場が設置されている。大田葬斎場は平成元年（1989年）の建設で、建設後34年が経過し、温泉津葬斎場は平成4年（1992年）の建設で、建設後31年が経過、仁摩葬斎場は昭和62年（1987年）の建築で建築後36年が経過している。

3葬斎場とも火葬炉設備の平均更新年数である約20年以上が経過しており、長期稼働による老朽や劣化が進んでいる状況となっている。また平成12年（2000年）3月に当時の厚生省（現厚生労働省）が発表した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」以前に設置された設備であり、この指針の条件を満たさない火葬炉設備となっている。

一方、建物に関しては、3葬斎場とも鉄筋コンクリート造であり、法定耐用年数の50年は経過していないが、建物を長期的に安定して使用するためには、定期的な大規模修繕が必要な時期となっており、経年劣化による修繕や設備の更新が必要な時期となっている。

今回、大田市（以下「発注者」という。）における公共施設個別施設計画に伴い、機能を大田葬斎場に集約化するもので、大田葬斎場について長期稼働による火葬炉設備の老朽化や、発注者が必要とする機能や性能を満たす火葬炉設備を新たに導入することとし、更新工事を行うものである。

火葬炉設備に関しては、各社特許を持っており、それぞれの燃焼理論に基づいた独自の炉形式となっていることから、共通仕様書の作成が困難である。そのため大田葬斎場の火葬炉設備更新にあたり、火葬炉設備の更新・改修工事の実績と火葬炉設備についての優れた技術水準と実績を持ち、情熱と責任をもって取り組む大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するのである。

2 事業概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事名称 | 大田葬斎場火葬炉設備更新工事 |
| (2) 工事場所 | 島根県大田市鳥井町鳥井1135番地2 |
| (3) 工事内容 | 火葬炉施設の更新設置に係る工事一式 |
| (4) 火葬炉数 | 火葬炉（人体炉）設備を更新、増設し3炉とする
（既設2炉を3炉にする） |
| (5) 工事期間（予定） | 着工 令和6年12月（設計・製造期間含む）
竣工 令和9年1月 |
| (6) 上限額 | 237,600,000円（消費税及び地方消費税当総額を含む） |

3 スケジュール ※各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

	項 目	日 程
1	公募開始(市公式ホームページに掲載)	令和6年8月1日(木)
2	質問受付期間（参加表明書関係）	令和6年8月1日(木)～8月8日(木)
3	質問回答	令和6年8月19日(月)
4	参加表明書受付期間	令和6年8月19日(月)～8月23日(金)
5	応募者参加資格確認結果 技術提案書の提出依頼	令和6年8月30日(金)
6	質問受付期間（技術提案書関係）	令和6年8月30日(金)～9月6日(金)
7	質問回答	令和6年9月13日(金)
8	技術提案書提出期限	令和6年10月2日(水)
9	プレゼンテーション、審査	令和6年10月下旬(予定)
10	選定結果通知、優先交渉権者の決定	令和6年11月上旬(予定)
11	契約締結	令和6年12月下旬(予定)

※書類の提出等については9時から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除くこととする。

4 選考方法

火葬炉設備業者の選考は公募型プロポーザル方式とし、大田葬斎場火葬炉設備業者選定に関するプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、参加表明書を提出した火葬炉設備業者からの技術提案内容について、大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次選交渉権者」という。）を選定する。なお、本業務提案への応募が1者であった場合でも、当市の定める評価基準得点を下回った場合は優先交渉権者とししない。

5 参加形態

単体の企業による参加とする。

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、大田市競争入札参加者の資格に関する規則等に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の令和4・5・6年度の入札参加資格者名簿【建設工事】のうち機械器具設置工事に登載されている者のうち、次の掲げる条件をすべて満たしているものとする。

(1) 共通事項

- ① 中国地区で、過去5年以内（令和元年5月以降）に、元請として3基以上の火葬場において、自ら製造し設置完了した火葬炉設備全体の更新工事（入替工事）の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の耐火物の補修や機器の交換工事は除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。
- ⑦ 本プロポーザル実施の公告の日から選定期間内に、島根県又は大田市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。

(2) 失格基準

次の各号に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- ④ 本審査が終了するまでの間において、評価委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合

7 参加申し込み方法

(1) 参加表明書関係

① 提出書類

- ・参加申込書【様式0－1】
- ・企業の概要が確認できる書類（【様式0－2】及びパンフレット等）
- ・施工実績【様式0－3】
- ・施工実績が確認できる書類の写し（契約書か工事内容の確認ができる書類（仕様書等））
- ・経営事項審査結果通知書
- ・機械器具施設工事の建設業許可証の写し
- ・配置予定技術者の雇用関係を示す書類
- ・その他、参加資格要件を満たすことを示す書類（6. 参加資格要件(1)①実績）

② 提出部数 各1部

③ 提出先 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市役所 環境生活部 環境政策課

④ 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）

⑤ 提出期間 令和6年8月19日(月)から令和6年8月23日(金)

（受付は9時から17時まで）

※郵送の場合は、期間内必着とする。

⑥ 参加資格の確認及び結果の通知

参加資格の確認結果については、参加申込者全員に通知する。

通知日 令和6年8月30日(金)に発送

(2) 技術提案書関係

① 提出先 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市役所 環境生活部 環境政策課

② 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）

③ 提出期限 令和6年10月2日(水)

（土・日曜日及び祝日は除く。受付は9時から17時まで）

※郵送の場合は、期間内必着とする。

④ 提出部数 10部（全て片面印刷とする）

正本1部（表紙に所在地、商標または名称、代表者氏名を記入し押印）

副本9部（全ページに会社名を記載しないこと）

8 質疑応答

本要領の内容及び技術提案書の作成に当たっての質疑は、次のとおり受け付け回答するものとする。【様式0－4】

回答については、全ての質問をホームページに掲載するものとする。

(1) 参加表明書関係

① 提出先 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市役所 環境生活部 環境政策課

② 提出方法 ファックスまたはメール

FAX：0854-82-6667 Eメール：o-kankyou@city.oda.lg.jp

- ③ 受付期間 令和6年8月1日(木)から令和6年8月8日(木)まで ※必着
④ 質問回答 令和6年8月19日(月)

(2) 技術提案書関係

- ① 提出先 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111
大田市役所 環境生活部 環境政策課
② 提出方法 ファックスまたはメール
FAX: 0854-82-6667 Eメール: o-kankyuu@city.oda.lg.jp
③ 受付期間 令和6年8月30日(金)から令和6年9月6日(金)まで ※必着
④ 質問回答 令和6年9月13日(金)

9 技術提案書作成要領

技術提案書は、「大田葬斎場火葬炉設備更新工事要求水準書」を満たす施設とし、A4版に製本した下記の提案設計図書を提出することとし、図面等は内容に適した縮尺とするが、A3版に統一するものとする。また、特に指定がある場合を除き本文の文字は10.5ポイント以上を使用すること。

なお、電子データ(PDF形式、CD-R)も併せて提出すること。

指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。

<提案設計図書>

(1) 火葬炉設備仕様書(火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付のこと。)

(2) 燃焼計算書、各設備能力計算書

(3) 図面(図面はA3とする)

- ① 火葬炉設備フローシート及び火葬炉設備計装フローシート
② 火葬炉設備設置にかかる配置図、平面図、立面図
③ 築炉構造図
④ 炉内台車
⑤ バーナー(主燃焼、再燃焼)
⑥ 排ガス処理設備、排気設備
⑦ 柢運搬車、台車運搬車
⑧ 炉前冷却室
⑨ オイルタンク
⑩ 火葬炉設備更新計画図(仮設計画含む)

(4) 電気計装設備

- ① 電気設備容量計算書及びシステム運転時負荷計算書
② 各設備機器仕様書
③ 制御及び計装一覧表
④ 中央監視盤、炉操作盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容
⑤ 受変電設備仕様書及び図面

(5) 排ガス等の目標値(実績に基づき当施設で約束できるデータ値) 【様式1】

※ 同じ設備を納入している2ヵ所について実績値を表記し、計量証明書も添付すること。

- (6) 維持管理費概算見積書 【様式2-1~3】
※ 当施設で確実に達成可能な電気・燃料使用量とする
- (7) 項目別工事費見積書 【様式3】
※ 見積書の内容は提案書の内容を反映させたものとする。
- (8) 本業務に対する取組体制 【様式4】
- (9) 火葬炉設備提案書
- ① 火葬炉設備更新工事に関する基本的な考え方 【様式5-1】
 - ② 火葬炉設備のシステム構成及び特徴 【様式5-2】
 - ③ 運営の効率化に関する提案 【様式5-3】
 - ④ アフターサービスの考え方と体制 【様式5-4】
 - ⑤ 環境に関する取り組み方法 【様式5-5】
 - ⑥ 効率的な施工方法の提案及び品質管理に関する取り組み方法 【様式5-6】
 - ⑦ 火葬炉設備に関する自由提案 【様式5-7】

10 契約に関する事項

- (1) 契約
- ① 優先交渉権者に第1位交渉権を、次選交渉権者に第2位交渉権を与える。
 - ② 大田市長は第1位交渉権を与えられた者と予算の範囲内で工事請負契約までの覚書を締結する。
 - ③ 第1位交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、第2位交渉権を与えられた者と締結交渉を行う。
 - ④ 請負候補者として特定された者に対する工事請負契約は、提出された技術提案書等を基に工事内容の詳細について協議が整った後、契約を締結する。
 - ⑤ 契約手続きは、大田市財務規則（平成17年10月1日規則第44号）の定めによる。
- (2) 契約交渉権の喪失
- ① 参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合
 - ② 業者選定にあたり市に提出した書類に虚偽の記載があったことが明らかになった場合
 - ③ 本業務において審査委員会委員及び関係機関等に不正な行為があったと市が認めた場合
 - ④ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - ⑤ プロポーザル実施要領に定められた基本条件等に適合しない場合
 - ⑥ 契約締結時に市から指名停止を受けている場合
 - ⑦ その他、実施要領の規定に違反した場合
- (3) 契約書
大田市財務規則の定めによる。
- (4) 支払条件
大田市財務規則の定めによる。また、支払時期等については契約の締結交渉時に掲示する。

11 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は辞退届を提出すること。なお、様式につ

いては特に指定はない。

- (1) 提出先 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111
大田市役所 環境生活部 環境政策課
- (2) 提出方法 ファックスまたはメール
FAX：0854-82-6667 Eメール：o-kankyou@city.oda.lg.jp
- (3) 提出期限 令和6年9月25日(水) 17時まで

12 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の提出者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの場を設ける。

実施方法については次のとおりとする。なお、詳細については、参加者に対して後日通知する。

- ① 会社概要及び火葬設備の特徴等の説明は提出された技術提案書を基本とし、追加資料の配布、模型等の持込みは禁止とする。なお、パソコン、プロジェクターを使用し説明してもよい。
- ② プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションで使用するパソコン等の機材は参加者で用意すること。また、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。
- ② 出席者は5人以内（パソコン操作者を含む。）とする。本業務の責任者（採用された場合に総括責任者となる者）は必ず参加すること。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは、30分程度（説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、各社のプレゼンテーションの間隔は15分程度とするので、その時間内で準備・撤収を行うこと。プレゼンテーションの開始時刻は後日書面または電子メールで連絡する。

13 審査方法

審査は、審査委員会が行い、審査結果はプロポーザル参加者全員に通知するとともに、ホームページにて公表する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

審査は、非公開とする。

評価項目は次のとおりとし、詳細な評価方法は別に定める評価基準に基づき評価する。評価については総合的に評価を行い、相対的な評価として次に示す評価視点で整理を行う。項目別評価点については公表しない。

<評価基準>

提案された技術提案書等の内容とプレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員会が以下の評価項目を総合的に審査・評価し、最も適した提案を行ったと認められる者を最優秀者とする。

項 目	評価の視点	配点
1. 会社内容	会社概要、納入実績、アフターサービス等	10
2. 燃焼計算及びシステムの考え方	設計計算との整合性、適正な設備機器計画等	4

3. 火葬炉設備	火葬炉設備の性能	15
4. その他設備	付帯設備の性能	3
5. 火葬炉設備配置	火葬炉設備の配置	3
6. 計画提案書	計画提案書	45
7. 工事費	工事価格	10
8. 維持管理費	適正な修繕計画と価格	10
合 計		100

14 既存施設の現地調査

技術提案書の作成にあたる既存「大田葬斎場」の現地調査を、令和6年9月2日(月)から令和6年9月5日(木)の9時から16時までに行う。

なお、必ず事前に事務局に連絡し、調査日時について調整すること。

また、火葬を継続して実施しているため、日時は希望に沿えない場合があり、決定していた日時も急遽変更になる場合がある。

15 その他事項

(1) 提出書類の取扱い等

- ① 提出された参加申込書、技術提案書等は返却しないものとする。
- ② 提出された参加申込書、技術提案書等は選定または特定以外の目的で無断使用しないものとする。

(2) 提出書類の作成及び提出費用

提出書類の作成及びプレゼンテーション並びにヒアリングに係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 事業計画等の変更、中止及び保証書類

- ① 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は、事業計画及びスケジュールを変更し、または中止する場合がある。
- ② 火葬炉メーカー選考の過程において前項の事態に至った場合、提案者に対して市は一切の責任を負わないものとする。